

いがまち人権センターパネル展

ぶらくさべつかいしょうすいしんほう

部落差別解消推進法の

けいいい いぎ

経緯と意義

いがまち人権センターでは、人権に関するパネル展を毎月行っています。

12月は「部落差別解消推進法」についてパネル展示を行います。

部落差別解消推進法は、2016年12月16日に公布された法律です。

この法律は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目的としています。

法律の施行までの経緯と、法律の意義について解説したパネルを展示します。

ぜひお越し下さい。

《12月の人権・平和デー》

- 1日 世界エイズ・デー 2日 奴隷制度廃止国際デー
- 3日 国際障害者デー
- 5日 経済・社会開発のための国際ボランティア・デー / 世界土壌デー
- 7日 国際民間航空デー / 9日 国際腐敗防止デー
- 10日 世界人権デー
- 11月11日～12月10日 差別をなくす強調月間
- 11日 国際山岳デー
- 18日 国際移住者デー / 20日 人間の連帯国際デー

【期 間】 2018年12月4日(火)～27日(木)

午前9時～午後5時

※ただし、土・日曜日・祝日は休館します。

※13日(木)と20日(木)は午後7時30分まで延長します。

【展示形式】 企画パネル

【展示会場】 〒519-1402 伊賀市柘植町8898番地

伊賀市人権生活環境部いがまち人権センター

電話番号 (0595) 45-4482

(最寄の I C) 名阪国道上柘植 I C より、車で約2分